

東松山市住民税非課税世帯に対する 物価高支援給付金のご案内



支給額

1世帯あたり
3万円

支給要件①②両方に該当する世帯

- ① 令和6年12月13日時点で東松山市に住民登録のある世帯主
- ② 令和6年度住民税非課税世帯

※課税者からの被扶養者のみで構成された世帯は除く。

上記の給付金に対するこども加算

支給額

こども1人あたり
2万円

支給要件 ①②両方に該当する世帯

- ① 上記の物価高支援給付金の対象
- ② 18歳以下の(平成18年4月2日以降に生まれた)こどものいる世帯

手続きの方法

支給要件・口座情報
把握している世帯

支給要件のみ
把握している世帯

通知が届かない世帯

- 2月下旬に通知予定
- 振込口座等に変更がない方は**手続不要**

- 2月下旬に通知予定
- 口座記入等し返送
手続必要

**お問い合わせ
ください**

《振込予定日》
3月中旬予定

《振込予定日》
受付後10日前後

お問い合わせ

東松山市役所 社会福祉課
給付金特設窓口

分室東棟1階 平日8:30~17:15

0120-292-225

FAX 0493-24-6066

e-mail HMY033@city.higashimatsuyama.lg.jp

最新情報はホームページをご確認ください。

特設窓口

